

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年6月28日認可した。

平成24年7月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
丸亀市土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）道池地区
大窪池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）大窪池地区
”	単独県費補助土地改良事業（さく井改修事業）高柳地区